

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年12月27日

徳島県知事 殿

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 5-7
勝浦町商工会
会長 久積 貢

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
勝浦町長 野上 武典

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：豊原 克年

(別表1)

事業継続力強化支援計画

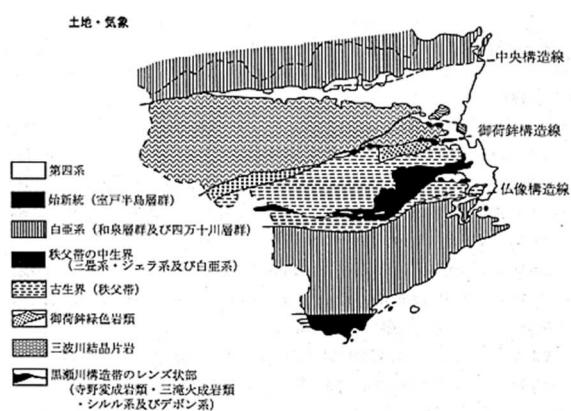
事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域について



（徳島県の地質）



る。勝浦川流域の両河岸段丘は前期白亜系、西南部山地は後期白亜系となっており、礫岩、砂岩、頁岩で構成され、平坦地は勝浦川による沖積層である。

④ 気候

平均気温 15.9°C、年間降水量 2,232mm で、平野部から山間地への変わり目で気候は温暖で雨量が多い。勝浦川上流は年間降水量が 3,000mm を超える豪雨地帯であり、その下流にある本町は災害の発生しやすい流域に位置する。また、夏から秋にかけては台風の襲来も多い。

⑤ 本町における過去の災害(令和4年7月作成・勝浦町地域防災計画より)

(風水害)

本町の中央部を流れる勝浦川は、梅雨時の集中豪雨や、台風により毎年のように氾濫して被害を出していたが、昭和25年9月に続けて襲来し、大きな被害を出したジェーン台風、キジヤ台風以降は、勝浦川の改修工事、坂本川の付け替え工事、さらに昭和52年の正木ダム（上勝町）の完成により、大きな水害は発生していない。

しかし、冠水被害は現在も各所で起きており、梅雨前線や台風のもたらす大雨による水害発生

① 位置

本町は、徳島県の南東部、東経 134 度 31 分～134 度 19 分、北緯 33 度 51 分～34 度 34 分に位置し、東西 13 km、南北 6 km、面積 69.83 平方キロメートルである。

北部は徳島市、佐那河内村、東部は小松島市、西部は上勝町、南部は阿南市、那賀町に接している。

② 地勢

四国山地の東端部にあり、林野率約 67.9% の準山間盆地である。

町の中央を西から東に二級河川の勝浦川が流れ、その沿岸に開けた平坦地を中心に居住地を形成する農山村地域である。

③ 地質

徳島県は、北から東西に和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯と帶状に分けられ、和泉帯の南縁の吉野川北岸を中央構造線が走っている。

一方、本町は秩父帯に属しており、北部山地は古世代の秩父古生層に属し、粘板岩、砂岩、頁岩、珪岩からなっており、厚い石灰岩をはさんでいる。

の危険性は残っている。

(渴水)

本町は、簡易水道による給水を行っており、水源は表流水が 6、浅井戸が 4、伏流水が 1 である。梅雨時と台風時の降水により、1 年を通すと比較的降水量の多い地域ではあるが、冬期と夏期には降水量が著しく少ない年もあり、これまでにもかんばつによる農作物への被害等が起きている。

(2) 地域の災害リスク

① 地震

徳島県総合地図提供システムにおける「防災・減災マップ」によると、今後 30 年以内に 70~80% の確率で発生する可能性が高い南海トラフ巨大地震が発災すると、本町では主に勝浦川の南側で震度 6 強、北側で震度 6 弱の揺れが想定されている。本町における商業集積や事業所のほとんどが地震の影響を受けることになる。

また、同地震が発生すると勝浦川沿いでは、液状化による被害も想定されている。

本町の建物被害については、揺れ、火災、急傾斜、液状化などにより、全壊・焼失が 420 棟、半壊が 760 棟と想定されている。さらに、人的被害は、揺れ（家具倒壊等）、急傾斜、火災、ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物などにより、死者数が 20~30 人、負傷者数が 120~190 人と想定されている。（勝浦町地域防災計画南海トラフ等災害対策編より）

一方、中央構造線・活断層地震は、今後 30 年以内に発生する可能性が 0.4% 以下と低いが、発生すると本町の大部分のエリアで震度 5 強の揺れが危惧されている。

② 洪水・土砂災害

当町は毎年のように台風や風水害に見舞われている。また、昨今の地球規模での温暖化現象で、異常気象は増加の一途をたどり、想定外の猛烈な雨が降る危険性が高まっている。

「重ねるハザードマップ」によると、本町の中心を流れる勝浦川が氾濫した場合、想定最大規模では下流域で 10~20m の浸水が想定されている。また、浸水時間も最大 1 日弱が予想されている。

一方、土砂災害は山間の地域各所で予想されている。

③ 火災

本町は、比較的人が密集しており、また、山林に囲まれているため山林火災が発生しやすい。家屋火災は、昭和 62 年から平成 8 年までの約 10 年間に住宅・店舗 24 軒、納屋・車庫 4 軒、工場・倉庫 15 軒、鶏舎・農業用ハウス 3 軒あり、山林火災は 18 件発生している。平成 8 年 5 月 28 日の棚野の山林火災では、14.3ha を焼失、損害額は約 4,000 万円であった。（勝浦町地域防災計画より）

本町の林野率は 67.9% であり、山林火災が生じると住宅や店舗等への延焼も危惧される。

④ 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

一方、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない場合、人と人の接触自体がリスクになる。このため、感染症拡大局面においては、人の移動が制限されることにより、事業活動に大きな制約が生じることが予想される。

例えば、感染症の拡大により、①従業員自身や家族の発症に伴う就労の困難②学校の閉鎖や介護サービスの停止等により従業員等の出社が困難③消費者行動の変化や行政からの外出自粛要請な

どにより事業活動への大きな影響④取引先等においてクラスターが生じ一時取引停止となることにより、当町において多くの町民の生命や生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(3)商工業者の状況

商工業者等数 267者
小規模事業者数 230者

【商工業者の状況】 (R4年度徳島県商工会連合会実態調査より)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	28	26	町内に点在
	建設業	48	40	〃
	卸・小売業	74	66	〃
	飲食・サービス業	91	72	〃
	その他	26	26	〃
	合計	267	230	〃

(4)これまでの取組み

①当町の取組み

A. 防災計画の策定

地震や風水害、また、林野火災などの大規模な事故から、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて勝浦町地域防災計画を策定。町域の防災に関する指針となるもので、防災対策における基本方針のほか、町、県、国、その他関係機関、住民、事業所等の役割分担を示している。

B. 防災訓練の実施

毎年9月第1週の日曜日に町内一斉防災訓練を実施。令和2年には、「とくしまシェイクアウト（県民一斉防災行動訓練）」を実施している。シェイクアウト訓練とは大規模地震を想定し時報や社内放送などを合図にその場で自ら「姿勢を低くし頭も守りじっとする」の基本行動を即座にとれるよう取り組んだ。

C. 防災備品の備蓄

町では、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、避難を余儀なくされる方々のために、1日分程度の非常用食料・飲料水、生活必需品等を備蓄台帳で管理し、備蓄の定期的な整備更新を行っている。

D. 自主防災組織の育成・連携

町は、住民による自主防災組織の育成及び活性化を図るとともに、企業の防災対策を支援している。

E. 防災拠点施設等の整備

町では、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、防災拠点施設や地域の拠点となる避難所の整備・選定を進めている。

F. 防災情報の伝達

町は、気象に関する警報、注意報、気象情報、火災予防のための気象通報、震度情報などを受

領した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民の皆さん及び関係者に、以下の系統で伝達を行い、周知徹底を図る体制を構築している。

②当商工会の取組み

A. 事業者B C P等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業B C Pの策定促進に向けて」の小冊子配布や、防災、減災に関する事業者へ事業継続力強化計画作成支援のためのセミナー開催を実施してきた。

B. 防災ハンドブックの配布

㈱エフエム徳島の作成した防災ハンドブックを事業者に配布するとともに、事業者に対し備蓄品の準備・確認、確認避難場所の確認、訓練実施、連絡網の整備などについて啓発している。

C. B C P策定および事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣

従来から、B C P策定指導を目的とした専門家派遣を実施し専門家の協力のもと、B C P（入門コース）に落とし込む手法でB C P作成のきっかけ作りをしてきた。また、本年度は、事業継続力強化計画の必要性、メリット、指導を専門家より受けた。

D. 勝浦町との連携による避難訓練の実施

毎年9月、職員による避難訓練を実施するとともに、備蓄物の確認を実施。

E. 地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

毎年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

F. 防災備品の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液、カットパン、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的に買い替えている。毎年一回、避難訓練時に備蓄品の点検を行っている。

II 課題

現在は、被災、発災について漠然としか捉えていないのが現状で、災害リスクに対しての準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備について、充分できていない。

また、平時、緊急時に対応を推進するノウハウを持った人員が確保できておらず、土日、祝祭日に被災した場合、職員が町外、遠隔地から通勤しているため、参集に時間を要する可能性が高い。更に、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しており、能力不足と人的不足という課題が浮き彫りになっている。

① 管内小規模事業者の危機意識の不足

「(自分は)まだ大丈夫」「災害が発生すれば、その時に考えればいい」「被災状況が良くわからない」など、危機意識の不足が多々見られる。

② 事業者B C P、事業継続力強化計画策定が進んでいない。

計画の必要性、実効性、効果について理解が進まず、また計画策定の段階まで進んでも、専門家や経営指導員等他人任せになりがちで、計画の実効性を担保することが難しい。

③ 計画策定支援ノウハウ不足

職員のB C P、事業継続力強化計画策定支援の経験不足、ノウハウが不足しており、専門家や損

保会社との連携が必要である。

④ 小規模事業者向けの簡易な策定ツールの不足

国や全国商工会連合会からB C P策定マニュアル等のツールが提供されているが、労力を要するものであるため小規模事業者には時間が無く、ハードルが高すぎるとの意見が多い。支援者が作成支援しても事業者が作成に殆ど関わるのが現状で、支援者の一方的な計画策定になりがちである。

また、事業継続力強化計画においても、計画策定には事業者の主体的な取組みが必要であり、事業者が時間と手間をかけずに作成できるようなツールが必要である。

⑤ 緊急対応に関する町と商工会との連携体制が整っていない。

現在、町と商工会それぞれの業務継続計画に従って、事前対策、応急対策を行うこととしているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。今後、委員会等の設置により意見交換の場を設け、本事業継続力強化支援計画の定期的見直しや、被害状況把握、緊急相談窓口設置の具体的手順等の協議の場としたい。

⑥ 新型ウイルス等の感染症対策の徹底

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などが必要である。

III 目 標

勝浦町地域防災計画に基づき、近々発生する可能性の高い大規模自然災害に備え、中小企業等のいち早い復旧対策について、町、商工会が一体となって取り組み、管内小規模事業者が大規模自然災害の発生後も経済活動を継続することを目標とし、次の取り組みを行う。

① B C P、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・地域内小規模事業者に対し、災害のリスク及び事前対策の必要性を周知するとともに、地震リスク、水災リスク軽減のため地震保険、火災保険、ビジネス総合保険等の推奨及び現行の保険、共済の見直し相談等を通じ事前対策を強化する。
- ・事業継続、再開のため災害時に実行すべき項目に優先順位をつけて整理を促すとともに、まず初動対応を整理し、「B C P（入門コース）」のフォームに落とし込むことで、本格的なB C P（入門コース以降の段階）作成を促す。さらに、専門家等の支援を受け事業継続力強化計画の作成を推進する。令和10年3月末までに26者（入門コース12者、事業継続力強化計画12者、B C P2者）の計画作成、及び認定を目標とする。

(5年間の計画策定目標)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
B C P（入門コース）	2	2	2	3	3
事業継続力強化計画	2	2	2	3	3
B C P（入門以降の段階）	-	-	-	1	1

※B C P（入門コース）については、具体的な記載例もあり、比較的複雑ではないので、小規模事業者でも取り掛かりやすい。一方、事業継続力強化計画は、支援する専門家及び経営指導員の主導による計画作成を目的としているため事業主の理解と積極性が必要となり、計画作成に

時間を要すると思われる。

② 被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため、勝浦町への被害情報報告ルートを構築する。

- ・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

③ 応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、緊急窓口相談コーナー設置の体制づくりのため日本政策金融公庫、徳島公共職業安定所、よろず支援拠点、徳島県商工会連合会等関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・また、域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

勝浦町商工会と勝浦町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1・事前対策】

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「ハザード情報レポート」や「防災ハンドブック」等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。
- ・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施、自然災害に対するリスク管理の見直しや被災による事業再開のための費用担保について説明する。
- ・窓口・巡回指導時やホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、B C Pに取り組んだ事例紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、とくしま産業振興機構等専門家と連携し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定や事業継続力強化計画の作成による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②勝浦町商工会の事業継続計画の作成

事業継続計画（令和4年度作成）

③関係団体との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社他と全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。
- ・徳島大学環境防災研究センターの開催するセミナー、講習会への職員参加、事業者への周知。また、「BCP（入門コース）」や「事業継続力強化計画」作成支援のため専門家として派遣依頼する。
- ・とくしま産業振興機構と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請支援を連携して支援する。
- ・感染症対策としては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

④フォローアップ

- ・BCP（入門コース）作成事業者に対し、内容の定期見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・現在加入の保険見直し相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保障内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0以上の地震）が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施。

【2・発災後の対策】

自然災害の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に各自、自身及び家族の安否確認を行い、通信網が使用可能なら職員間の携帯等で連絡する。また、大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は町と携帯等で情報共有する。安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員召集後、次の非常時優先業務について町と協議する。

◆町と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので応急対策実施の可否を確認するための仕組みを町と整備する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・う

がい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、勝浦町における感染症対策本部設置に基づき勝浦町商工会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・勝浦町商工会と勝浦町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(在宅時の豪雨のケース) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
(在宅時の大型地震のケース) 職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できたら、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
徳島県商工会連合会、神山町商工会、上勝町商工会に応援要請。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。
出勤時、平時に被害発生の場合は、勝浦町役場担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。

(被害状況の目安は以下を想定)

大規模被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されてしまい、確認できない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、勝浦町商工会と勝浦町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1 週間 1 日に 3 回連絡する。
1 週間～2 週間 1 日に 2 回連絡する。
2 週間～1 ヶ月 1 日に 1 回連絡する。
2 ヶ月以降 2 日に 1 回連絡する。

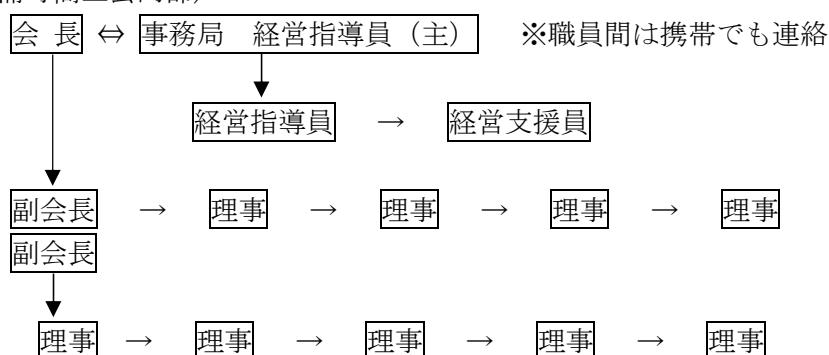
- ・勝浦町で取りまとめた「勝浦町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

【3・発災時における指示命令系統・連絡体制】

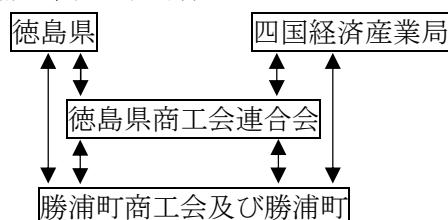
- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区的被害状況の報告を実施)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・勝浦町商工会と勝浦町は被害状況確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・勝浦町商工会と勝浦町が共有した情報を徳島県の指定する方法にて、勝浦町商工会又は勝浦町より徳島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、勝浦町商工会と勝浦町が共有した情報を県の指定する方法にて勝浦町商工会又は勝浦町より県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制 (安否確認)

(勝浦町商工会内部)



(勝浦町商工会外部)



【4・応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、勝浦町、徳島公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。
(国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、勝浦町、徳島公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。
被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、鳴門公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には、求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。

また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。

被災した、事業者、従業員やそのご家族のため徳島県商工会連合会、及び、あいおいニッセ

イ同和損害保険株式会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金面を支援する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員連絡網で確認 役員連絡網にて各地区的被害状況報告確認
		大まかな被害確認 (職員参集可否、及び居住地から勤務地経路被害状況確認)	
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災4日 後～14日 程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り。 相談窓口設置後は窓口相談。
		間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。

【5・地区内小規模事業者に対する復興支援】

- ・国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の上勝町商工会、神山町商工会に相談する。
- ・被災後の臨時の仮設商店・商店街の開店支援
安全性の確保される場所において、上勝町商工会、神山町商工会との連携により、交通網が遮断されていなければ、一時的に上勝町、神山町の事業者から仕入、仮設店舗にて販売を行う。そのための、具体的な連携方法について上勝町商工会、神山町商工会と協議する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

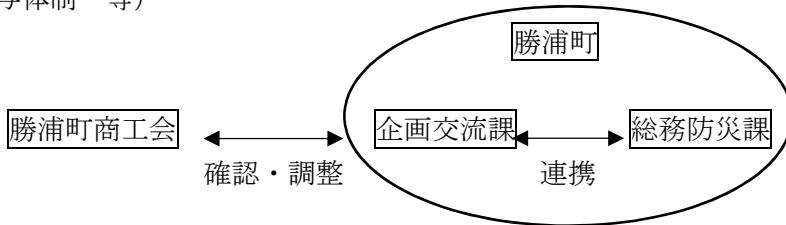
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

豊原 克年 住 所 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 5-7
TEL 0885-42-2319
FAX 0885-42-2134
E-mail tsci0100@tsci.or.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

勝浦町商工会 住 所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 5-7
TEL 0885-42-2319
FAX 0885-42-2134
E-mail tsci0100@tsci.or.jp

②関係市町村

勝浦町役場 企画交流課 住 所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
TEL 0885-42-2552
FAX 0885-42-3028
E-mail kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

総務防災課	住 所	徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
	TEL	0885-42-2511
	FAX	0885-42-3028
	E-mail	soumu@town.katsuura.i-tokushima.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	149	149	149	149	149
・専門家派遣	66	66	66	66	66
・セミナー開催費	33	33	33	33	33
・パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 金田 純一 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1
連携して実施する事業の内容
①想定被害の把握のため「ハザード情報レポート」の提供 ②損保商品の見直し相談 ③B C P、事業継続力強化計画策定への専門家派遣
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 <p>「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。 また、必要に応じリスク管理として損保商品の見直し相談の実施。 B C P、事業継続力強化計画作成支援のため専門家を派遣する。 簡易に入手できるハザード情報レポートにより、事業所が減災、防災意識が高まる効果を期待、また、簡易キット「B C P キットくん」利用により事業継続力強化計画、B C Pへの取り組むきっかけになる効果を期待する</p>
連携体制図等
○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 <p>ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼</p> <p>勝浦町商工会 ← → あいおいニッセイ同和損害保険</p> <p>ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣</p>